

感染症および食中毒の予防及びまん延防止指針

白熊園ショートステイサービス

1. 感染症対策委員会

- 定期での感染症対策委員会は3カ月毎に開催する。
- 感染症や食中毒が疑われる場合等が発生した際は、適宜臨時の感染症対策委員会を開催する。
- 感染症対策委員会構成員は以下の通りとする。

構成員：施設長・看護師・ケアマネージャー・介護職員・管理栄養士・生活相談員

状況により、嘱託医・在宅や居宅事業部職員も参加

2. 感染症対策委員会の役割

①感染症非発生時：

- 感染症予防策の啓発。（情報周知や環境整備・環境改善への取り組み）
- 感染症に対する情報伝達・共有。（情報周知や、内部研修企画・外部研修参加等）
- 感染症が発生した場合への対応準備。（物品の点検・確認や補充）

②感染症発生時：

- 施設全体の状況把握および対処方法の周知。（発症の経過と現状把握）
- まん延防止策の実行。
- ユニット内の発病状態を把握し、医師へ診察を依頼。
- 内科や皮膚科等の専門医による検査、治療、投薬等の経過記録や診療内容を毎日連絡会議に報告し対応を検討。
- 経過について、ご家族様および担当ケアマネージャーへ連絡。
- 状況に応じ、主幹は行政報告・対応を実施。

3. 感染症拡大防止

- 感染症拡大の恐れがある場合には、委員会として早急に医療処置の他、全職員、入居者様、ご家族様等に以下の対策を行う。
 - 手洗い、うがい、マスク着用を周知し外来者の施設立ち入りをお断りする。
 - 病状によっては早急に医師へ診察を依頼し、隔離又は入院対応を実施。
 - マニュアルに基づいた対応を行い、室内や器具の消毒を実施。

4. 行政報告等

- 以下の場合には行政報告を行う。
 - 同一の感染症や食中毒（疑い含む）により、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合や死亡者が1名でも発生した場合。
 - 同一の感染症や食中毒（疑い含む）が10名以上又は、全利用者の半数以上発生した場合。（※同一の感染症状による患者が、ある時点においての数であって、最初の患者等が発生してからの累積人数ではない。）
 - 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合や、事業所管理者が報告を必要と認めた場合。
- 行政報告内容
 - 感染症又は食中毒が疑われている人数
 - 感染症又は食中毒が疑われている症状（発生状況から現状まで）
 - 上記の入居者への対応や施設全体における対応状況等

報 告 先	
福岡市保健福祉局 高齢者部事業者指 導課	所在地 : 福岡市中央区天神1-8-1 電話番号 : 092-711-4257
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 : 福岡市城南区鳥飼6-1-1 電話番号 : 092-822-2131
福岡市城南保健所 健康課	所在地 : 福岡市城南区鳥飼5-2-25 電話番号 : 092-831-4261
(嘱託医) 医療法人HCU たけとみクリニック	所在地 : 福岡市中央区輝国2-11-13-101号 電話番号 : 092-736-5183

※ 協力病院等については別紙「協力医療機関一覧」参照

附則 : 本指針は平成22年4月1日より実施。

平成23年8月15日一部改訂

平成26年7月22日一部改訂

平成28年7月1日一部改訂

令和元年7月1日一部改訂

令和3年8月17日一部改訂

令和4年7月26日一部改訂

令和5年12月28日一部改訂